

平成 26 年 3 月 13 日

焼津市農業委員会 会長 内田正幸 様

焼津市長 中野弘道
(水産経済部農政課)



「平成 25 年度焼津市農業施策に関する建議」について

農業委員各位におかれましては、日頃より地域農業の振興に多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

この程、農業施策に関する建議をいただきましたことに対し重ねてお礼申し上げます。建議の内容については、当市の農業振興施策に活かしてまいります。今後とも委員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 担い手の育成について

地域の農業の継続的な振興には、新規就農者の確保が重要な課題です。焼津市においても国や県の支援制度を活用し地域への新規就農者確保に努めています。今後も J A や農業関係者ととともに就農地確保等についてもきめ細やかに対応してまいります。

2. 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

近年は特に高草山周辺でのイノシシの被害を中心に鳥獣被害が増加しており、その対策に苦慮しているところです。平成 25 年度は防除柵補助枠の増加、獲檻増設の対応をしたところです。焼津市では平成 24 年度から焼津市鳥獣害対策協議会を発足させ、国の防除対策に対応し協議会を中心とした対策を進めております。

3. TPP 問題について

TPP 交渉については、国や国民そして地域の利益に繋げていかなければならないものと考えています。また、水田地帯である焼津市としては、国のコメ政策の大転換にもしっかり対応していきます。

4. 耕作放棄地解消のための施策について

耕作放棄地問題は全国共通の課題となっています。当市では農業委員の皆さんの長年のご苦勞により農地が守られ、早期に解消が図られてきました。しかしながら農家の高齢化はますます進行しており耕作放棄地が増加するおそれは増大しております。今後も管理の徹底、農地の有効利用の推進を図っていくことを基本に、利用が難しい農地の対策などについても検討していきます。

5. 食料自給率の改善及び地産地消対策について

学校給食へ焼津産米を採用し、さらに地元の野菜等を子どもたちに安定的に提供する生産体制の確立に向けて農業者の皆さんと協働して取り組んでいきます。

【担当】 焼津市水産経済部農政課
(054-626-2157 FAX054-626-2188)

別紙 「項目別回答」(○印=焼津市)

1. 担い手育成について

新たな担い手育成のため、下記のとおり要望します。

- (1) 青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を目的とした青年就農給付制度の継続性の確保及び親元就農に対する支援要件について緩和するよう、早急に国に対し要請を行うこと

○ 新規就農者の確保と支援は、農政の重要な施策であり継続的に実施すべきものと考えます。父母等から経営を引き継ぐ場合は、新規就農と比べ条件が有利な場合も多いことから、その支援の在り方については、具体的に内容を検討し必要な要請をしていきます。

- (2) 担い手への農地の面的集積に向けた「人・農地プラン」の取り組み及び農地利用集積円滑化事業の積極的な取り組みを行うこと

○ 新規就農地への集積、担い手への面的な農地集積(農地の団地化)など農地の集積を効果的に進めるため担い手農家と地域の農地を具体的に関連付ける「人・農地プラン」を策定し、「農地の団地化」を主要な課題として取り組んでいきます。

- (3) 新規就農者への就農支援体制の具体的な取り組みを行うこと

○ 就農支援については、国の支援事業について市として制度を補完しながら取り組んでおります。今後もJAと協働して具体的な新規就農地確保等の支援も行っています。

- (4) 営農支援事業の情報提供体制の確保を図ること

○ 各種営農支援情報(補助事業、総合支援事業、融資事業等)をタイムリーに情報発信するとともに、営農から新規就農の相談まできめ細かに対応していきます。

2. 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

全国的に有害鳥獣による農作物への被害が拡大しており、焼津市においても多くの被害が報告されているところであります。早急に被害対策を講ずる必要があるため下記のとおり要望します。

- (1) 有害鳥獣の個体数の把握に努めるとともに、鳥獣保護区の見直しを含めた、有害鳥獣の捕獲・防護対策の強化拡充を図ること

○ 箇所別の被害状況調査の実施などを通じて、個体数を推定しながら被害を減らす対策を実施していきます。鳥獣保護区については静岡県により10年毎に見直されており、直近では平成23年に見直されました。この時は、イノシシの被害や鳥獣被害対策が配慮され保護区域が縮小されました。

焼津市では、平成24年度末に農家、JA、猟友会、行政の関係者による「焼津市鳥獣害対策協議会」を発足させて対策に取り組んでいます。平成26年度からは具体的な捕獲等も協議会が中心になり実施する方向で検討しております。また、農家側の防除対策である防護柵設置の支援や、捕獲檻の増設等にも継続して取り組みます。

(2) 防護柵等被害防止へのさらなる支援強化を図るとともに支援内容について、周知を図ること

○ 前項のとおり、農家の皆さんのご意見を聞き利用しやすい制度に改善しながら継続していきます。

(3) 行政側職員を新規狩猟者として登録するなど、新規狩猟及び捕獲者の育成と確保を図るとともに、可能な限りの協力体制を構築すること

○ 行政職員は、担当者として指揮監督にあたるのが求められるため、鳥獣捕獲作業については業務委託を基本に考えております。行政職員の具体的な捕獲活動へ関わり方については、他の農業振興業務に停滞が出ないように対応しなければならないと考えています。

(4) 有害鳥獣の駆除における狩猟期間・時間帯について、最善の調整を講じること

○ これまで同様、最も効果的な捕獲対策となる調整して実施していきます。

(5) 有害鳥獣駆除のための狩猟免許取得者に対する補助金等支援を図ること

○ 今後は、新たな参入（免許取得等）の具体的な支援についても検討してまいります。

(6) 隣接自治体と連携を図り、広域的な取り組みを行うこと

○ 効果的な防除、捕獲を実施するため、今後も隣接する藤枝市、静岡市としっかり情報交換し連携していきます。

3. TPP問題について

政府によるTPP交渉参加声明により、近い将来日本農業が大きく変化しようとしています。食料自給率の更なる低下、遺伝子組み換え作物等による食の安全・安心の崩壊等様々な問題や課題が今後発生することは、農業者はもとより国民の多くも危惧していることと思われまます。このようなことから下記のとおり要望します。

(1) 例外なき関税撤廃を原則とするTPPには参加せず、日本農業を守るため、TPP加入参加には断固と反対すること

(2) TPPに参加しないための具体的な対策及び行動を行うこと

○ 国、国民、地域にとって不利益が生じないようにしなければならないと考えています。国のコメ対策の大きな転換に焼津地域の水田農業がしっかり対応できるように関係団体や農家の皆さんの意見を聞きながら具体的な対応をしていきます。

4. 耕作放棄地解消のための施策について

農業者の高齢化や後継者不足等により、全国的に耕作放棄地が拡大し、近隣農地や住宅地に影響を及ぼし、農業振興や住民生活の支障になっている現状に対し、早急に対策を講じなければ日本の農業は衰退の一途をたどりもはや取り返しのつかない状況になることは間違いのないこととあります。よって、下記により要望します。

(1) 行政、農業委員会、JA及び地域が連携し、耕作放棄地所有者及び農地所有者すべてに対し、耕作放棄地が、周辺の農地や生活環境に与える影響と、農地の適正管理に

よる耕作放棄地の防止となるよう啓蒙、啓発を行うこと

(2) 耕作放棄地の所有者の意向調査を行い、放棄地解消になるような施策を早急に講ずること

○ 農業委員会の協力を得ながら、具体的な耕作放棄地毎に所有者の意向を確認し、あらゆる機会を捉え適正管理、耕作放棄地解消に向けた指導を行うとともに、状況にあった対策の提案をしていきます。

(3) 耕作放棄地を速やかに農地に復元し、利用促進ができるよう官民一体で協力を図ることの施策を講じるとともに、作物栽培の作付けができるような有効な対策を図りたい

○ 耕作放棄地の解消は原則として土地所有者の義務であるものの、効果の大きい解消事業やモデル的な事業については、事案ごとに国・県の関連事業を活用しながら進めていきます。

(4) 管理できない耕作放棄地については、行政において害虫駆除等定期的に行い、近隣住民に迷惑の掛からないよう対応を図ること

(5) 耕作放棄地を常に監視及び管理できる組織を構築し、高齢や障害で耕作できない土地については、その組織の責任において草刈り等の管理を行うこと

○ 所有者による管理を基本に推進していきます。困難事例については、具体的な農地ごとに適切な対応を指導・提案します。担い手への集積も積極的に進めるとともに、将来の農地や用水路等周辺環境の維持・管理について検討します。

5. 食料自給率の改善及び地産地消対策について

世界人口の爆発的な増加により、世界規模での食料不足が近い将来発生することは周知の事実であることから、優良農地の確保、集積を図り本市における独自の食料自給率の向上を図ることが急務であり、それを行うために下記のとおり要望します。

(1) 農地の集約、用水路（土側溝）の再整備等により優良農地を確保するとともに、効率的な農業が行える環境整備を積極的に行うこと

○ 将来にわたって農地が有効利用され、農業が継続されるための支援として取組んでいくこととなります。具体的には、面的に連続した農地の確保に結び付く農地集積を推進し、団地化、規模拡大に対応した環境整備にも取り組んでいきます。

(2) 担い手の掘り起こしや定年後の農業就農者に対する支援を積極的に行い、耕作面積の拡大を図ること

○ 土地利用型だけでなく、市の環境にあった都市型農業等に取り組む担い手や、就農希望者の支援にも取り組んでいきます。

(3) 学校給食において地産地消を実現させるとともに、市内公共施設で提供する食材についても、積極的に地産地消に取り組むこと

○ 給食材料としての需要に応えることが出来る供給体制を整備と、地元生産物利用促進を同時に進めていく必要があります。まずは学校給食への食材提供できる野菜の生産体

制等の検討を進めます。

(4) 地場産品を地元で販売する取り組みに対し支援等を行うとともに、農産物利活用企業に焼津産農産物の利用及び活用の推進を行うこと

○ 地産地消を望む市民の要望に応える優良な地場野菜等の安定生産体制の整備が重要な課題となっています。JAとも相談しながら進めていきます。

(5) 学校教育において「食2012育基本法」周知させ、積極的に地元農産物の良さ及び安全安心を次世代に伝えること。併せて食育体験学習の推進を図ること

○ 今後も食育の推進に積極的に取り組んでいきます。農家のみなさんには、作物、時期、量ともに安定した生産体制確立への取り組みをお願いしてまいります。

6. その他

(1) 高草山の利活用について協議を図られたい

○ 高草山の利活用について、平成25、26年度は畑総農道の焼津市への移管、その後の利活用、維持管理を中心に検討を進めていきます。

(2) 田尻北及び田尻地域の海岸近接農地の塩害問題について、水田の塩害防止の対策を講じるための協議を図られたい

○ 水田としての有効利用、湿地・塩害の解消は大変難しいと認識しています。効果が期待出来る解消事業や農地利用計画の提案があれば、事案ごと活用可能な国・県の事業も検討しながら進めていきます。農家と協働してゲートやポンプ改良、運用の工夫にも取り組んでいきます。

(3) 農業の重要性等を学校教育において、授業の一部として取り組みを図られたい

○ これまで同様、地域の農業、農地、農村環境の重要性について農業側から情報発信するとともに、学校教育関係者の働きかけをしていきます。

(4) 県農業試験場等を利活用した焼津市独自のブランド野菜の商品化を図られたい

○ 農業技術研究所に限らず、農家、生産者グループ、JA等の新しい取り組みには、水産経済部全体で積極的に支援をしていきます。

(5) 農業者と行政の意見交換会の場を定期的に設けること

○ 今後も認定農業者との意見交換、市民会議、説明会等のPR、JA支店単位の支部長会への参加等、農業者との意見交換を進めていきます。また農政課では具体的な相談にきめ細やかに対応することとしております。

(6) 用水路や土側溝の再整備等による、圃場環境を改善すること

○ 基盤整備については、適切な補修で維持するとともに、面的に集積して農地を利用(団地化)することを基本に、そのために必要な環境整備を進める方向で検討してまいります。